

○埴町指名競争入札実施要綱

(平成 27 年 3 月 30 日訓令第 28 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が発注する工事（測量、工事の設計及び工事に関する調査を含む。）、製造の請負（工事用資材の購入を含む。）、業務委託、修繕及び物品等の買入れ等（以下「工事等」という。）に係る指名競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 入札の対象となる工事等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の規定により指名競争入札に付すると決定した工事等とする。

(指名業者資格)

第 3 条 入札に指名される者(以下「指名業者」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 町の工事等入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 施行令第 167 条の 11 において準用する施行令第 167 の 4 の規定に該当しない者
- (3) 工事については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けている者。ただし、工事の内容により同法第 15 条の規定による特定建設業の許可が必要と認められるものについては、当該許可を受けている者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に町長が別に定める方法により資格の再認定を受けた者であること。
- (5) 指名の通知の日から開札の日まで、別に定める指名停止基準による指名停止措置を受けていない者
- (6) 税の未納がない者

2 工事に係る指名業者資格に該当する者の等級格付基準、工事設計金額及び入札参加可能範囲については、別に定める。

(指名業者の選考)

第 4 条 対象工事等を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、競争入札参加者の資格審査等を経て、決裁権者の決定を受けなければならない。

(入札の通知)

第 5 条 前条の規定により指名業者が定められたときは、当該指名業者に対し、指名競争入札参加者について（通知）（様式第 1 号）により、指名の通知をするものとする。

2 前項の規定において、工事以外の通知については、様式第 1 号を準用する。

(設計図書等の閲覧)

第6条 指名業者は、指名通知書に指定する期間内において、金額抜き設計図書、図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)を閲覧することができる。ただし、閲覧は、町長が指定する場所において執務時間内に行わなければならない。

- 2 指名業者は、設計図書等の複写を希望するときは、課長の承諾を得てそれを行うことができる。
- 3 第1項の閲覧において、指名業者は、設計図書等に関する質疑を町長に求めることができる。
- 4 町長は、前項の規定により質疑があった場合は、指名業者に対し、その回答を適切な方法により周知するものとする。
- 5 指名業者は、設計図書等の閲覧を完了したときは閲覧確認書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定において、工事以外については、様式第2号を準用する。

(入札の執行)

第7条 入札の執行は、工事等契約担当課が行う。

- 2 入札参加者は、指定する所定の日時、場所に本人又は委任状を持参する代理人が出席して、入札書を提出しなければならない。
- 3 指名業者は、入札に先立ち、宣誓書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 4 開札の結果、入札参加者のすべての入札が予定価格を上回るときは、埴町財務規則(昭和60年10月24日規則第13号)第119条の2の規定により、直ちに再度の入札(以下「再入札」という。)を行う。
- 5 再入札の回数は2回までとし、再入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができるものとする。
- 6 前項においても、落札者が決定しない場合は、工事等指名運営委員会において指名替え又は設計図書等の変更等を審議し、入札の再手続の措置を行うものとする。

(最低価格の入札者以外の落札者の決定)

第8条 契約の締結にあたっては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、施行令第167条の13において準用する施行令第167条の10第1項又は第2項の規定に該当する入札者を落札者とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、入札執行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。